

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

認証評価機関の認証について（令和2年11月5日）・・・・・・・・・・ 1

高等専門学校設置基準の改正について（令和2年11月5日）・・・・・・・・ 12

○関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15



2受文科高第955号

写

中央教育審議会

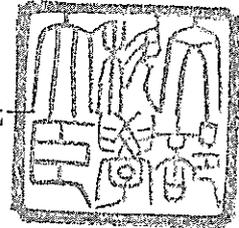
次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和2年11月5日

文部科学大臣

萩生田 光



(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



令和2年9月30日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦



認証評価機関申請書

学校教育法第110条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後5年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 評価基準要綱
 - 6-2 自己評価実施要項
 - 6-3 評価実施手引書
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
- 10 認証評価対象専門職大学院一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 江島 夏実
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 090-3044-7869

1 名称及び事務所の所在地

(1) 名称

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

(2) 事務所の所在地

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目5番17号

2 役員の氏名

別紙役員名簿のとおり

3 評価の対象

養成する専門職

学校を中心とした学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校に在職している教員及び職業人養成機関の教員

① 教育課程において提供される知識や技能の内容

教員としてこれからの教育課題に対応する能力、インストラクション能力、教育の専門職者としての資質・能力等、教員という専門的職業を担うための深遠な学識及び卓越した能力

② 学位の名称等

専門職学位課程を修了した者に授与する学位を、「教育修士（専門職）」またはこれらに相当する名称のものであって、教育分野に関連するもの

4 大学評価基準及び評価方法

教育実践大学院の評価は、評価の目的・基本の方針、評価基準及び評価の実施体制・方法等を定めた「教育実践大学院評価基準要綱（専門職大学院認証評価）（令和2年9月30日決定）」（以下、「評価要綱」）、及び評価基準に基づいて対象大学院が評価を受ける際に行う自己評価の方法等に関する事項を定めた「教育実践大学院自己評価実施要項（専門職大学院認証評価）（令和2年9月30日決定）」（以下、「自己評価要項」）、並びに評価担当者が評価の意義や方法を十分に理解し共通理解のもとで職務を遂行できるようマニュアルとして定めた「教育実践大学院評価実施手引書（専門職大学院認証評価）（令和2年9月30日決定）」（以下「評価手引書」）に基づき実施する。その概要は次のとおりである。

(1) 教育実践大学院評価基準

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」）の定める評価基準に

よる。なお、概要は以下のとおり。【添付書類 6-1：評価要綱（1-12 頁）】

① 評価基準は、学校教育法第 109 条第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、教育実践大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8 個の基準で構成される。【添付書類 6-1：評価要綱（1-9 頁）】

② 評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、機構が教育実践大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の判断を行う際に、教育実践大学院に必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。【添付書類 6-1：評価要綱（3-9 頁）】

②-1 評価基準は、その内容により、次の 2 つに分類される。

(i) 教育実践大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

(ii) 教育実践大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われていること。」「・・・機能していること。」等

②-2 基本的な観点は、各基準ごとに内容を説明したものである。基本的な観点は、その内容により、次の 3 つに分類される。

(i) 教育実践大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であるか。」「・・・されているか。」等

(ii) 教育実践大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・行われているか。」「機能しているか。」等

(iii) 教育実践大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が図られているか。」等

③ 教育実践大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適合認定が与えられる。【添付書類 6-1：評価要綱（1-2 頁）】

③-1 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

③-2 各基準を満たしているかどうかについては、上記②-2の基本的な観点ごとの分析・判断に基づき総合的に判断する。

④ 評価基準設定の際には、機構で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、機構ホームページによる情報提供を行った。また、機構は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保するため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を講じると規定している。【添付書類 6-1：評価要綱（12頁）】

(2) 評価方法

評価方法は、機構が定める「評価要綱」、「自己評価要項」、「評価手引書」による。なお、概要は以下のとおりである。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-12頁）、自己評価要項（1-4頁）、評価手引書（1-12頁）】

① 評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学院に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10-11頁）、自己評価要項（2-3頁）、評価手引書（2-12頁）】

② 評価結果については、次の2通りで判断する。

(i) 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準のすべてを満たしている場合、「教育実践大学院評価基準に適合している。」と評価する。【添付書類 6-1：評価要綱（10頁）】

(ii) 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「教育実践大学院評価基準に適合していない。」と評価する。

評価報告書には、上記の他、「認証評価結果」として、基準ごとに「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点、改善を要する点、更なる向上が期待される点」を具体的に記述する。

5 認証評価の実施体制

機構は、評価委員会、意見申立審査会により教育実践大学院の評価を実施する。【添付書類 6-1：評価要綱（11 頁）】

（1）教育実践大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という）

評価委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」）の作成

【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（10 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（1 頁）】

（2）評価者研修

評価委員会委員は、公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、機構が行う評価員研修に参加しなければならない。【添付書類 6-1、6-3：評価要綱（10 頁）、評価手引書（1 頁）】

（3）意見申立審査会

評価委員会委員は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定する、意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に 5 名程度から構成される意見申立審査会を設けて審議を行い、その議を踏まえて、評価委員会に置いて最終的な決定を行う。【添付書類 6-1～6-3：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）、評価手引書（2 頁）】

（4）会計

認証評価事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費を区分して整理するものとする。【添付書類 12：一般社団法人専門職高等教育質保証機構経理規程（1 頁）】

6 認証評価結果の公表の方法

機構は、確定した評価報告書を刊行物及びウェブサイトに掲載する等の方法で公表する。また、評価対象専門職大学院から提出された自己点検評価報告書も機構の

ウェブサイトで公表する。【添付書類 6-1：評価要綱（11 頁）】

7 認証評価の周期

教育実践大学院は、開設の日から 5 年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から 5 年以内ごとに評価を受けるものとする。【添付書類 6-1：評価要綱（11 頁）】

8 評価に係る手数料の額

評価手数料 3,500,000 円（消費税抜き）【添付書類 6-1：評価要綱（12 頁）】

9 その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申立ての機会の付与（学校教育法第 110 条第 2 項第 3 号関係）

評価対象専門職大学院は評価報告書（案）受領後、機構に対して意見の申立てを行うことができる。【添付書類 6-1、6-2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（3 頁）】

(2) 申請時の公表（学校教育法施行規則第 169 条第 1 項関係）

学校教育法施行規則第 169 条第 1 号に規定する事項の公表については、機構のウェブサイトに掲載する等の方法により公表する。【添付書類 6-1、6-2：評価要綱（11 頁）、自己評価要項（2 頁）】

(3) 認証の取消（学校教育法第 110 条第 2 項第 5 号関係）

本機構は同法第 110 条第 2 項の規定による認証の取り消しをされたことはない。

(4) 大学に対する認証評価費会の保障（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号関係）

本機構は、教育実践大学院から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該教育実践大学院の認証評価を行う。【添付書類 6-1：評価要綱（10 頁）】

(5) 教育課程及び教員組織に生じた重要な変更の扱い（学校教育法第 110 条第 2

項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係)

教育実践大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該教育実践大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。【添付書類 6-2：自己評価要項（4 頁）】

(6) 経理的基礎を有する法人（学校教育法第 110 条第 2 項第 4 号関係）

本機構は、一般社団法人として、東京法務局港出張所より設立許可（平成 23 年 2 月 18 日）されており、一般社団法人関係法令及び機構の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はないとともに、東京法務局港出張所から改善の指摘を受けた事実もない。

機構は、資産 17,000,000 円を有しており（令和 2 年 3 月末現在）、評価事業を行う上で、十分な経理的基礎を有している。

(7) 認証評価の実施状況（学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 3 条第 2 項関係）

本機構は、ビューティビジネス分野専門職大学院の認証評価を実施する認証評価機関として、平成 24 年に認証され、平成 24 年度及び平成 29 年度にハリウッド大学院大学（ビューティビジネス研究科ビューティビジネス専攻）の認証評価を実施している。

役員名簿

2020年6月30日現在
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

役職	氏名	所属・役職
代表理事	川口 昭彦	大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授
理事	吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会副会長 学校法人中央情報学園理事長
理事	合田 隆史	尚綱学院大学学長 元文部科学省生涯学習局政策局長
理事	山中 祥弘	公益財団法人東京都専修学校各種学校協会会長 学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園理事長 前全国専修学校各種学校総連合会会長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	佐藤 和彦	東京都高等学校進路指導協議会会長 東京都立広尾高等学校校長
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことにより、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

- 住所：東京都港区六本木六丁目5番17号

- 設立年月日：平成23年2月18日

- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

- 主な事業：
 - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯または関連する事業

- 認証評価の実施実績

【分野別評価（ビューティビジネス分野）】

① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：専門職大学院（教育実践分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）：1専攻 3,500,000円（消費税抜き）
- 大学評価基準（案）：
評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、教育実践大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8個の基準で構成される。
- 評価方法（案）：
評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学院に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。
- 評価結果（案）：
 - ① 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準全てを満たしている場合、「教育実践大学院評価基準に適合している。」と評価する。
 - ② 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8までの8個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「教育実践大学院評価基準に適合していない。」と評価する。
- 対象専門職大学院（令和2年11月現在）
 - ・平成29年度開設
星槎大学大学院 教育実践研究科 教育実践専攻
(入学定員:15名)



2文科高第691号
中央教育審議会

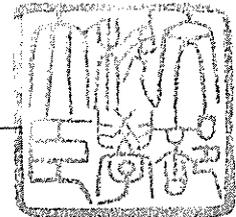
次の事項について、理由を添えて諮問します。

高等専門学校設置基準の改正について

令和2年11月5日

文部科学大臣

萩生田 光一



(理由)

Society5.0など社会の変化の中で、実務の経験を有する者や企業の第一線で活躍する者の高等専門学校教育への参画による実践的な教育がこれまで以上に重要となっている。中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においては、高等専門学校について、「今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化（略）を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である」とされたところであり、同答申を踏まえつつ、高等専門学校における新たな産業を牽引する人材育成の強化等について必要な取組を進める必要がある。

このため、高等専門学校における実践的な技術者育成機能の強化を図るため、高等専門学校設置基準について所要の改正を図る。

高等専門学校設置基準改正要綱（案）

第一 実務家教員の高等教育への参画促進

実務経験を有する教員の高等専門学校教育への参画を促すため、高等専門学校に置くことが求められている必要専任教員数の二割の範囲内については、専任教員以外の者であっても、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であって、一年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担うもので足りるものとする。

第二 多様なメディアを活用した授業の単位上限の拡大

高等専門学校におけるデジタル技術を活用した教育や実務家教員の高等専門学校教育への参画促進に資するため、高等専門学校における多様なメディアを高度に利用した授業について、卒業の要件として修得すべき単位として認められる単位数の上限を30単位から60単位に拡大する。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第二百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第百五条から第百七条まで、第百九条（第三項を除く。）及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 31 年 2 月 20 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 31 年 2 月 20 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（平成 12 年 6 月 7 日 政令第 280 号）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 31 年 2 月 20 日 中央教育審議会決定）

（分科会）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>